

特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

なお、工事関係提出書類の簡素化が適用される範囲においては、前述の標準仕様書準用しないものとする。

(施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項		制約条件等				
I	工法関係	<input type="checkbox"/>	工法指定	工法				
				指定理由				
II	工程関係	<input checked="" type="checkbox"/>	関連工事	工事内容	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業道路築造工事			
				発注機関	区画整理課			
				受注者	未定			
				施工予定期間	未定			
		<input type="checkbox"/>	施工の制限	工事内容				
				発注機関				
				受注者				
				施工予定期間				
III	用地関係	<input type="checkbox"/>	補償物件撤去まで着工制限	区間				
				着工予定時期				
IV	公害関係 環境対策関係	<input checked="" type="checkbox"/>	公害防止のための指定	施工方法				
				建設機械・設備	低騒音・低振動型建設機械の使用			
				作業時間等				
		<input type="checkbox"/>	水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	施設の内容				
				設置期間・処理条件				
		<input type="checkbox"/>	事業損失防止 調査	事前・事後調査の区分				
調査時期・方法								
調査範囲 調査項目								
V	安全対策 関係	<input type="checkbox"/>	鉄道等の近接 作業制限	近接する施設				
				施工方法 作業時間制限				
VI	工事用道路 関係	<input type="checkbox"/>	一般道路(搬入路) の使用制限	搬入経路指定				
				時間帯制限				
VII	工事用道路 関係	<input checked="" type="checkbox"/>	一般道路の占有	片側・全面・時間制限	片側占有可、全面占有可			
				安全施設等の設置内容 工事終了後の処置	安全施設等の期間	維持補修の内容		
VIII	仮設備関係	<input type="checkbox"/>	仮設備の指定又は 一部指定	工種				
				仮設備の内容				
				期間・時期・条件				
IX	建設副産物 関係	<input type="checkbox"/>	建設発生土の利用	搬入元	数量			
				土質区分	運搬距離			
				土質改良	仮置			
		<input checked="" type="checkbox"/>	建設発生土の搬出	搬出先	改良工場	数量	数量調査のとおり	
				土質区分	第4種建設発生土	運搬距離	L=8.0Km	
				土壌調査	その他			
				廃棄物の種類	アスファルト殻	数量	数量調査のとおり	
		<input checked="" type="checkbox"/>	建設廃棄物の処理	処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L=11.0Km以下	
				その他				
				廃棄物の種類	濁水	数量	数量調査のとおり	
		処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L=38km以下			
		その他						

X	工事支障物等	■	占用支障物件	物件名			
				管理者（所有者）			
				支障物件の位置			
				移設時期			
				工事方法・保護方法			
		□	新設占用物件と重複工事	物件名			
X I	薬液注入関係	□	施工、管理方法	工法区分		注入材料	
				注入量		施工範囲	
				その他			
X II	その他	□	現場発成品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		□	支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
				引渡場所			
				使用箇所		使用時期	
□	部分使用	使用箇所		使用時期			
		使用目的					

（予定週工程表の提出）

第3条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。

（使用機械の選定）

第4条 設計書に明示された機種及び規格（指定機械は除く）は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表-1の認定を受けた機械を使用すること。

（環境保全の配慮）

第5条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

（建設リサイクル法）

第6条 請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104条）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

（建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進）

第7条 建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合、「建設リサイクルデータ統合システム（CRE-DAS）」により再生資源利用計画（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。

（コリンズの登録）

第8条 請負契約金額500万円以上の場合コリンズ（CORINS）に適正に登録すること。

（リサイクル資材の活用）

第9条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

（施工計画書）

第10条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

（履行報告）

第11条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

（電子納品）

第12条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

（県産品の優先使用）

第13条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

（道路使用許可）

第14条 受注者が道路使用許可の申請書類を作成し市監督員の内容承諾後に申請を行うこと。また、許可書の写しを市監督員監督員へ提出すること。

（産業廃棄物）

第15条 本工事に伴い排出される産業廃棄物を事業場の外において、排出事業者自ら保管するとき、その保管面積が300㎡以上である場合、事前にその内容を愛知県知事に届け出ること。

（杭の復旧）

第16条 工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動（逃げ、戻し）については、地権者立会いの下で行うこととし、筆界については、杭の有無に係らず施工前及び施工後の写真（位置の確認が出来るもの）を完了時に提出するものとする。

（公共基準点）

第17条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。

（交通誘導員の配置）

第18条 交通誘導員の配置について国・県道及び1・2級市道については、1人以上の有資格者（公安委員会の検定資格者）を配置すること。

（道路使用許可の申請）

第19条 受注者が道路使用許可の申請書類を作成し市監督員の内容承諾後に申請を行うこと。また、許可書の写しを市監督員へ提出すること。

(家屋調査)

第20条 家屋等の事前調査は、堀及び土間コン等のひび割れ傾き等を地権者立会いの下で行い監督員に報告すること。

(土質調査)

第21条 埋戻材の締固め状況を確認するため、現場密度試験(砂置換法)を行うこと。規格値は最大乾燥密度の95%以上とする。試験基準については、愛知県建設部発行土木工事標準仕様書の道路土工、路床を準用すること。

(埋設物の事前調査)

第22条 工事の施工区間に占用物(水道、ガス等)がある場合は事前に占用者と立会いを行い、埋設位置及び深さ等を把握すること。

(人孔蓋)

第23条 人孔蓋は安城市が認定した製品を使用すること。

(取付管台帳の作成)

第24条 取付管台帳作成業務については、取付管設置位置承諾書の配布・回収・調整について行うこと。また、取付管設置位置承諾書の説明者(配布・回収・調整)を決めて監督員に報告すること。

(竣工図の作成)

第25条 竣工図については、別添竣工図作成業務要領に基づき作成すること。

(設計図書の縮小)

第26条 本契約書に添付されている図面は、A1サイズをA3サイズに縮小した図面を使用している。

(その他)

第27条 本工事は補助対象工事である。

竣工図作成業務要領

第1章 総則

第1条（目的）

本業務は、下水道施工分について、安城市（以下「発注者」という。）が下水道管の管理に必要な下水道竣工図を作成することを目的とする。

第2章 業務

第1条（業務内容）

1. CADデータ作成

竣工図は発注者より貸与された工事出来形図（CADデータ）等の資料を基に平面図、縦断図、横断面図の修正を行う。修正にあたっては別紙1「竣工図作成の留意事項」を確認すること。

作成するデータはSXF（s f c）形式とし、ファイル名の付与に関しては別紙2「ファイル命名規則要領」を参照すること。

2. 画像データ作成

作成したCADデータより、200dpi以上のPDF作成を行う。

ファイル名の付与に関してはCADデータのファイル名に準じること。

第2条（納入成果品）

1. 成果品目

1. 竣工図コピー（A3）	縮小図	2部
2. 竣工図CADデータ（CD-R）		1部
3. 竣工図PDFデータ（CD-R）		1部

電子成果物については別紙3「電子成果物の仕様について」を参照すること。

2. 提出先

成果品の提出先は、安城市上下水道部下水道課とする。

第3章 その他

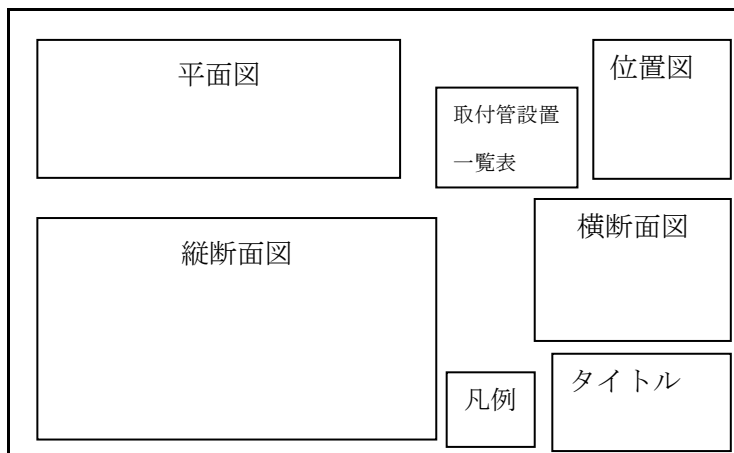
（1）本特記仕様書・設計書に記載無き事項で疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

（2）成果品については、本市の許可無く複製、貸与、流用並びに廃棄してはならない。また、成果品に関する著作権人格権を有する場合においても安城市及び安城市指定の者に対してこれを行使しないものとする。

竣工図作成の留意事項

竣工図作成にあたっては下記に留意すること。

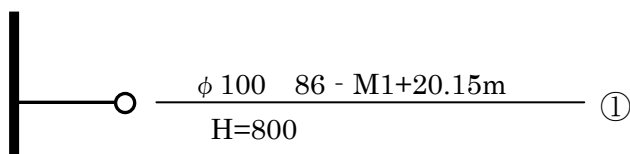
■竣工図の標準配置



■平面図

取付管設置箇所及び記載内容（管径、下流マンホールからの距離、民地挿入土被り）を間違いの無いように記載すること。番号をふり、取付管設置一覧表番号と一致させること。

例



■縦断面図

発注図に記載されている不要な情報は削除し、出来形にあわせて数値を修正する。

1路線で施工年度が分かれ、業者が2社以上に分かれる際は、施工した箇所に社名と年度を記載すること。

■位置図

太線を用いる、円で囲む等して当該箇所の位置が把握できるようにすること。

■タイトル

工事名は契約工事名をそのまま記載すること。

記載内容は以下のとおりとする。

工事名	公共下水道築造工事（〇〇工区その〇）
工事場所	安城市〇〇町地内
路線名	市道〇〇線
施工年度	平成〇年度
施工業者	株式会社〇〇〇〇

ファイル命名規則要領

作成したCADデータ及び画像データは、下記の要領によりファイル名を付与すること。

■竣工図ファイル名の仕様

項目名	契約番号	区切り	地区名	区切り	管渠番号	拡張子
命名規則	契約番号 (10桁)	-	地区名 (桁数は地区名称による)	-	路線番号最大7桁	.sxf .pdf
規則内容	*****	-	*****	-	*****	.sxf .pdf
			別紙地区図参照		施工された管路番号	

■作成例

平成26年度契約工事(201410〇〇〇〇)、浜屋宇頭茶屋地区において図面に管渠番号86、87の2つの管渠(枝線)が記載されている場合、

201410〇〇〇〇_浜屋宇頭茶屋_86_87.sxf

とファイル名を設定する。なお、英数字は全て半角大文字とすること。

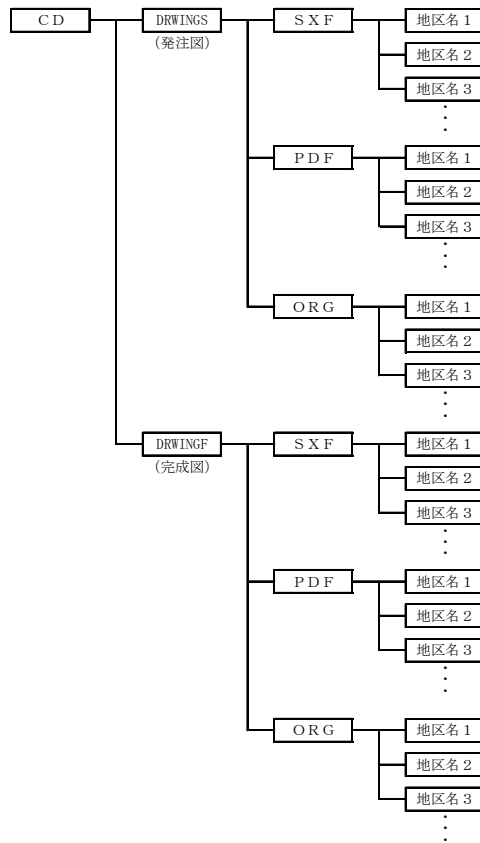
また、CADデータよりPDFを作成する場合も同様とする。

201410〇〇〇〇_浜屋宇頭茶屋_86_87.pdf

電子成果物の仕様について

1) データのフォルダ構成

電子成果物は以下の図に従いフォルダを作成し、納品すること。



※ORG とは、オリジナルファイルの略であり、AutoCAD 等のデータのことを言う。

2) 電子媒体

電子媒体 (CD-R) の体裁等については、安城市の電子納品要領 (案) に従うこととする。

